

# 松塚地区地区計画(地区整備計画)概要

地区計画		松塚地区
基本となる規制等	用途地域	第一種低層住居専用地域 容積率 100% 建ぺい率 50% 外壁後退 1m
	高度地区	第一種高度
	その他	法22条適用
地区整備計画に関する制限 建築物等に追加される建	建築物等の用途	長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿は建築できない。
	敷地面積の最低限度	200m <sup>2</sup>
	高さの最高限度	9m
	形態、意匠	屋根、外壁等の色彩は、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色合いのものとし、看板、広告板についても、周辺の環境を損なわないものとする。
地区施設		

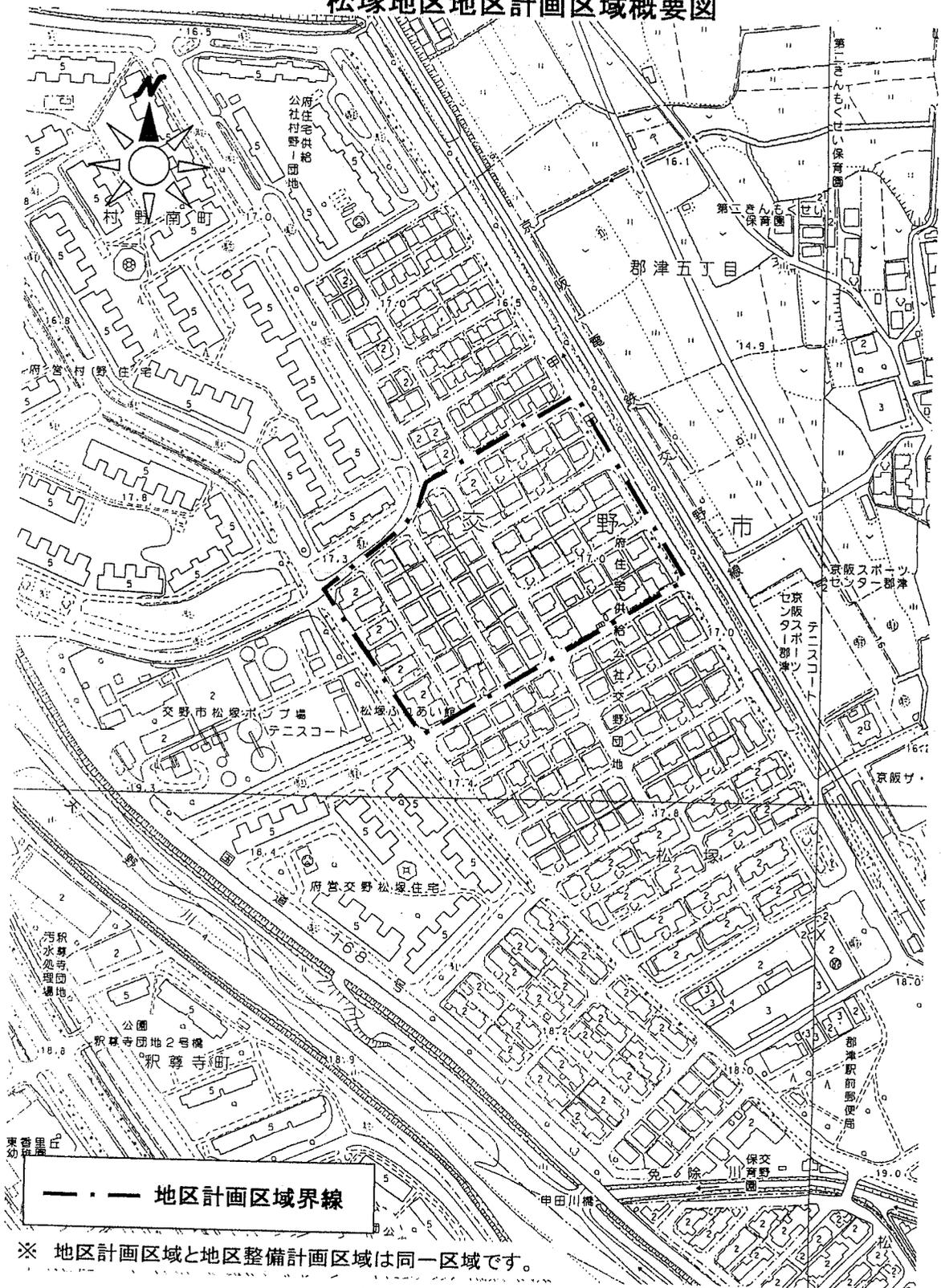
都市計画決定 平成20年3月28日

建築条例施行 平成20年3月28日

改正条例施行 平成24年 6月18日

※ この表中、「法」とあるのは、建築基準法を指します。

# 松塚地区地区計画区域概要図



※ 地区計画区域と地区整備計画区域は同一区域です。

これは、地区計画区域、地区整備計画の区域の概要を表示したものです。  
 制限内容、区域界の詳細については担当課にて確認して下さい。